新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（第１条関係）

新	旧
目次 第１章　総則（第１条～第３条の４） 第２章～第４章　（略） 第５章　特定行為の制限等 第１節　（略） 第２節　炭化水素系物質を使用する作業の制限（第42条） 第３節　排煙の排出の制限をする港湾等（第43条） 第４節　石綿排出等工事における石綿の飛散の防止（第44条～第44条の６） 第５節　拡声機騒音の規制（第45条・第46条） 第６節　飲食店等における夜間騒音の防止（第47条～第48条の３） 第６章～第11章　（略） 附則	目次 第１章　総則（第１条～第３条の２） 第２章～第４章　（略） 第５章　特定行為の制限等 第１節　（略） 第２節　炭化水素系物質を使用する作業の制限(第42条・第43条) 第３節　排煙の排出の制限をする港湾等（第44条） （新設） 第４節　拡声機騒音の規制（第45条・第46条） 第５節　飲食店等における夜間騒音の防止（第47条～第48条の３） 第６章～第11章　（略） 附則
第１章　総則 第１条～第３条の２　（略）	第１章　総則 第１条～第３条の２　（略）
（吹付け石綿等） 第３条の３　条例第２条第16号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。 (1) 吹付け石綿 (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）	（新規）
（石綿排出等作業） 第３条の４　条例第２条第17号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。 (1) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業 (2) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	（新規）
第５章　特定行為の制限等 第１節　（略） 第２節　炭化水素系物質を使用する作業の制限	第５章　特定行為の制限等 第１節　（略） 第２節　炭化水素系物質を使用する作業の制限

新	旧
第42条　（略） （削除） 第３節　排煙の排出の制限をする港湾等 （排煙の排出の制限をする港湾等） 第43条　条例第51条に規定する規則で定める港湾は、横浜港及び川崎港とし、これらの区域は、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第２項において準用する同法第４条第４項の規定により横浜市及び川崎市の定める港湾区域とする。 ２　条例第51条に規定する規則で定める濃度は、リンゲルマン濃度１度とする。ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。 第４節　石綿排出等工事における石綿の飛散の防止 （管理体制の整備） 第44条　条例第52条の規定による管理体制の整備は、次に掲げるところにより行わなければならない。 (1) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者、石綿排出等作業を実施する事業者並びに条例第52条の３の規定による測定を実施する事業者からなる管理体制を整備すること。 (2) 石綿排出等作業に係る管理、条例第52条の２の規定による周知、条例第52条の３の規定による測定並びに条例第52条の７第１項の規定による通報及び措置に関する分担及び非常時の連絡に必要な事項を明らかにした管理体制図を作成すること。 （住民等への周知） 第44条の２　条例第52条の２の規定による周知は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第１号）第16条の４第２号の規定による掲示板の設置を除くほか、説明会の開催、戸別の訪問、印刷物の配布その他の方法により行うものとする。 ２　条例第52条の２の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (2) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先 (3) 石綿排出等工事の場所、予定期間その他の概要	第42条　（略） 第43条　削除 第３節　排煙の排出の制限をする港湾等 （排煙の排出の制限をする港湾等） 第44条　条例第52条に規定する規則で定める港湾は、横浜港及び川崎港とし、これらの区域は、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第２項において準用する同法第４条第４項の規定により横浜市及び川崎市の定める港湾区域とする。 ２　条例第52条に規定する規則で定める濃度は、リンゲルマン濃度１度とする。ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。 （新規） （新規） （新規）

新	旧
(4) 吹付け石綿等の種類及び使用箇所 (5) 石綿排出等作業の種類及び予定期間 (6) 石綿の飛散を防止するための措置の概要	
（大気中の石綿濃度等の測定）	（新規）
第44条の３　条例第52条の３の規則で定める工事は、大気汚染防止法第18条の20の規定により大気汚染防止法施行規則別表第７の１の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事（同表の６の項下欄イの規定により同表の１の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。）とする。 ２　条例第52条の３の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第７の１の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1)　初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期 (2)　吹付け石綿等の除去を行う期間において、７日を超えない期間につき１回以上 ３　条例第52条の３の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況（その周囲の状況を含む。）を明らかにして記録し、その記録を３年間保存しなければならない。	
（石綿排出等作業に係る届出）	（新規）
第44条の４　条例第52条の５第１項及び第２項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書（第19号様式）により行うものとする。	
（石綿排出等作業の完了の報告）	（新規）
第44条の５　条例第52条の６の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書（第20号様式）により行うものとする。 ２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 条例第52条の３の規定により大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあっては、当該測定結果 (2) 大気汚染防止法第18条の23第１項又は第２項の記録	
（非常時の措置の報告）	（新規）
第44条の６　条例第52条の７第２項の規定による報告は、石綿飛散防止に係る	

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
応急措置等報告書（第21号様式）により行うものとする。
第５節　（略）
第６節　（略）

第11章　雑則
（申請書等の提出部数等）
第94条　条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次に掲げる部数とする。
(1)　（略）
(2) 条例第42条第１項及び第２項、第６章第４節及び第６節、第７章第２節並びに第12章第３節の規定により知事に提出する書類は、正本１通とする。
(3)　（略）
２（略）

別表第17（第93条の２関係）
環境汚染の原因物質及び基準値
１　媒体別分類
(1) 大気
<table>
<tr><th>物質</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>石綿</td><td>１本/ℓ 以下</td><td>知事が別に定める測定の方法</td></tr>
</table>
(2)(3)　（略）
２　（略）
</td><td>
第４節　（略）
第５節　（略）

第11章　雑則
（申請書等の提出部数等）
第94条　条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次に掲げる部数とする。
(1)　（略）
(2) 条例第42条第１項及び第２項、第６章第５節、第７章第２節並びに第12章第３節の規定により知事に提出する書類は、正本１通とする。
(3)　（略）
２　（略）

別表第17（第93条の２関係）
環境汚染の原因物質及び基準値
１　媒体別分類
(1) 大気
<table>
<tr><th>物質</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
(2)(3)　（略）
２　（略）
</td></tr>
</table>

新

第３号様式（第４条、第 20 条関係）（付表５の２）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

炭化水素系物質の排出に係る施設の設備概要書及び排出防止処理方法概要書

1　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備の概要

炭化水素系物質を排出する施設の種類	排出防止処理設備
貯蔵施設	□　浮屋根式　　□　排出防止効果を有する装置
出荷施設	□　排出濃度が８容量%以下の排出防止装置 □　除去率が80%以上（温度20℃）の排出防止装置
給油施設	□　蒸気返還方式接続設備　　□　凝縮式処理設備 □　吸着式処理設備　　□　その他（　　）
排出防止処理設備の概要	
添付書類	□　作業の工程及び位置を明らかにする図面（排気配管を含む。） □　貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の構造を明らかにする図面 □　排出防止処理設備の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書

備考　1　□のある欄には、該当する□内に ✓ 印を記入してください。
2　排出防止処理設備の概要の欄には、複数の施設がある場合は、施設ごとに記入してください。
3　添付書類の欄には、添付した書類については□内に ✓印を記入してください。

2　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設の炭化水素系特定物質の排出濃度及び排出防止処理方法

指定施設から排出される炭化水素系特定物質の種類	排出濃度（ppm）	排出防止処理の有無
□　ベンゼン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　トルエン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　キシレン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　トリクロロエチレン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　テトラクロロエチレン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　ジクロロメタン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　ホルムアルデヒド		□　有（除去率　　%）　□　無
□　フェノール		□　有（除去率　　%）　□　無
排出防止処理方法	処理方式　□　吸着　□　洗浄　□　燃焼 □　その他（　　） 設備の種類、名称及び型式（　　） 設備の処理能力（処理ガス量Ｎｍ³／ｈ）（　　） 排出口の実高さ、頂口径（　　）	
排出防止処理方法の概要		
添付書類	□　作業の工程及び位置を明らかにする図面（排気配管を含む。） □　排出防止処理方法を明らかにする書類 □　指定施設の排出口の位置図	

備考　1　□のある欄には、該当する□内に ✓ 印を記入してください。
2　排出防止処理方法の概要の欄には、複数の処理方式を用いる場合は、処理方式ごとに記入してください。
3　添付書類の欄には、添付した書類については□内に ✓印を記入してください。

旧

第３号様式（第４条、第 20 条関係）（付表５の２）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

炭化水素系物質の排出に係る施設の設備概要書及び排出防止処理方法概要書

1　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備の概要

炭化水素系物質を排出する施設の種類	排出防止処理設備
貯蔵施設	□　浮屋根式　　□　排出防止効果を有する装置
出荷施設	□　排出濃度が８容量%以下の排出防止装置 □　除去率が80%以上（温度20℃）の排出防止装置
給油施設	□　蒸気返還方式接続設備
排出防止処理設備の概要	
添付書類	□　作業の工程及び位置を明らかにする図面（排気配管を含む。） □　貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の構造を明らかにする図面 □　排出防止処理設備の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書

備考　1　□のある欄には、該当する□内に ✓ 印を記入してください。
2　排出防止処理設備の概要の欄には、複数の施設がある場合は、施設ごとに記入してください。
3　添付書類の欄には、添付した書類については□内に ✓印を記入してください。

2　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設の炭化水素系特定物質の排出濃度及び排出防止処理方法

指定施設から排出される炭化水素系特定物質の種類	排出濃度（ppm）	排出防止処理の有無
□　ベンゼン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　トルエン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　キシレン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　トリクロロエチレン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　テトラクロロエチレン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　ジクロロメタン		□　有（除去率　　%）　□　無
□　ホルムアルデヒド		□　有（除去率　　%）　□　無
□　フェノール		□　有（除去率　　%）　□　無
排出防止処理方法	処理方式　□　吸着　□　洗浄　□　燃焼 □　その他（　　） 設備の種類、名称及び型式（　　） 設備の処理能力（処理ガス量Ｎｍ³／ｈ）（　　） 排出口の実高さ、頂口径（　　）	
排出防止処理方法の概要		
添付書類	□　作業の工程及び位置を明らかにする図面（排気配管を含む。） □　排出防止処理方法を明らかにする書類 □　指定施設の排出口の位置図	

備考　1　□のある欄には、該当する□内に ✓ 印を記入してください。
2　排出防止処理方法の概要の欄には、複数の処理方式を用いる場合は、処理方式ごとに記入してください。
3　添付書類の欄には、添付した書類については□内に ✓印を記入してください。

新

第 16 号様式の３（第 23 条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

特例措置による指定事業所設置届出書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号
住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞
代理人の職・氏名　㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第４項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

指定事業所の名称等	名　称				
	所　在　地				
指定事業所で行う指定作業	指定作業の種類（作業番号）		指定施設の種類	施設の規模及び能力	設置台数
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
特例措置事前届出書届出年月日	年　月　日				
指定施設の設置完了年月日	年　月　日				

（裏）　（略）

旧

第 16 号様式の３（第 23 条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

特例措置による指定事業所設置届出書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号
住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞
代理人の職・氏名　㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第４項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

指定事業所の名称等	名　称				
	所　在　地				
指定事業所で行う指定作業	指定作業の種類（作業番号）		指定施設の種類	施設の規模及び能力	設置台数
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
	（　）				
特例措置利用届出書届出年月日	年　月　日				
指定施設の設置完了年月日	年　月　日				

（裏）　（略）

新	旧
第16号様式の４（第23条の２関係）（１面）　（略） （２面） <table><tr><td>変更の概要</td><td></td></tr><tr><td>変更理由</td><td></td></tr><tr><td>特例措置事前届出書 届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>変更完了 年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td colspan="2">指定施設の設置状況</td></tr></table><table><tr><td rowspan="2">指定作業の種類（作業番号）</td><td rowspan="2">指定施設の種類</td><td colspan="2">設置台数</td></tr><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>（３面）　（略）	第16号様式の４（第23条の２関係）（１面）　（略） （２面） <table><tr><td>変更の概要</td><td></td></tr><tr><td>変更理由</td><td></td></tr><tr><td>特例措置利用届出書 届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>変更完了 年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td colspan="2">指定施設の設置状況</td></tr></table><table><tr><td rowspan="2">指定作業の種類（作業番号）</td><td rowspan="2">指定施設の種類</td><td colspan="2">設置台数</td></tr><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（　）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>（３面）　（略）

新

第16号様式の５（第23条の３関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

特例措置による指定事業所設置（変更）計画中止届出書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号
住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

代理人の職・氏名　㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第８項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	名　称	
	所　在　地	
特例措置事前届出書届出年月日		年　月　日
中止年月日		年　月　日
中止理由		
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号　（内線）	

備考　１　氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

２　代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

旧

第16号様式の５（第23条の３関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

特例措置による指定事業所設置（変更）計画中止届出書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号
住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

代理人の職・氏名　㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第８項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	名　称	
	所　在　地	
特例措置利用届出書届出年月日		年　月　日
中止年月日		年　月　日
中止理由		
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号　（内線）	

備考　１　氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

２　代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

新	旧
第19号様式（第44条の４関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）	（削除）

石綿排出等作業管理計画等届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　　所

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第52条の５第１項（第２項）の規定により次のとおり届け出ます。

石綿排出等工事の名称		
石綿排出等工事の場所		
石綿排出等作業の実施予定期間		年　月　日から　年　月　日まで
△管理体制（管理体制図）		
周知計画	周知実施予定年月日	
	周知方法	□ 説明会 □ 戸別訪問 □ 印刷物の配布 □ その他（　　）
	△周知対象	
	△周知内容	

新	旧
（裏） 石綿濃度測定計画 測定実施予定年月日 △ 測 定 の 場 所 測定をする者の氏名又は名称及び連絡先 氏名又は名称 電 話 番 号 連 絡 先 担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 （内線） 備考 1 □のある欄には、該当する□内に✔印を記入してください。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。	（削除）

新	旧
第20号様式（第44条の５関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型） 石綿排出等作業完了報告書 年　月　日 神奈川県知事殿 郵便番号 住　所 氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代理人の職・氏名 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第52条の６の規定により次のとおり報告します。 石綿排出等工事の名称 ／ 石綿排出等工事の場所 ／ 石綿排出等作業の実施期間 ／ 年　月　日から　年　月　日まで 連絡先 ／ 担当部課等名 担当者氏名 電話番号　（内線） 備考　代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。	（削除）

新	旧
第21号様式（第44条の６関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）	（削除）

石綿飛散防止に係る応急措置等報告書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　所

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第52条の７第２項の規定により次のとおり報告します。

石綿排出等工事の名称		
石綿排出等工事の場所		
事故原因		
経過	事故発生日時	年　月　日 午前 午後　時　分
	通報日時	年　月　日 午前 午後　時　分
	通報機関	
措置内容		
連絡先		担当部課等名 担当者氏名 電話番号　（内線）

備考　代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（第２条関係）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
第19号様式（第44条の４関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）（略）
（裏）
<table>
<tr><td rowspan="3">石綿濃度測定計画</td><td>測定実施予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>△測定の場所</td><td></td></tr>
<tr><td>測定をする者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">△大気汚染防止法第18の15第１項又は第４項の規定による調査の結果</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先</td><td>担当部課等名
担当者氏名
電話番号　（内線）</td></tr>
</table>
備考　1　□のある欄には、該当する□内に✔印を記入してください。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
3　代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。
</td><td>
第19号様式（第44条の４関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）（略）
（裏）
<table>
<tr><td rowspan="3">石綿濃度測定計画</td><td>測定実施予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>△測定の場所</td><td></td></tr>
<tr><td>測定をする者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先</td><td>担当部課等名
担当者氏名
電話番号　（内線）</td></tr>
</table>
備考　1　□のある欄には、該当する□内に✔印を記入してください。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
3　代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。
</td></tr>
</table>